冬期間の公園等の使用に関する覚書

**記入例**

本覚書は街区公園，近隣公園及び都市緑地への雪の搬入について，旭川市（以下｢甲｣という。）と公園みどり町内会または市民委員会（以下｢乙｣）との間に約束を次のとおり交わすものである。

１　使用の目的

　　地域内の街区公園，近隣公園，都市緑地（突哨山，カムイの杜公園及びオサラッペ川広場を除く）及び児童遊園への雪の搬入により，地域における冬期間の生活環境向上を目指すものである。

２　対象になる公園

使用する公園については，全て記入してください。

（１つの場合は，１公園のみ記入）

　　雪の搬入の対象になる公園は，次のとおり。

　　７・８条通１０丁目　中央なかよし公園

　　８条通１１丁目　さくや町公園

３　雪の搬入における乙の責務

　　雪の搬入における，事故や公園施設の破損，環境悪化等を招くことのないよう，地域で次の取組みを行うこととする。

　（１）別紙に示す使用ルールの地域住民への周知と厳守及び指導

　（２）対象公園の定期的なパトロール

（３）使用ルールの指導やパトロールを行う責任者を置き，その氏名，住所及び連絡先を甲に提出することとする。

（４）公園施設の損傷及び破損については，乙の責任により原状復旧することとする。

４　搬入する雪の範囲

　　対象公園に搬入する雪は，基本的に日常生活に支障となる道路等の雪とし，家庭用の除雪用具等（人力）により搬入することとする。

５　覚書の期間

　　この覚書の期間は，締結の日から双方合意のもとに覚書を破棄あるいは変更するまでとする。ただし，甲は，乙がこの覚書に違反したときは，本覚書を取り消すことができる。

　　なお，甲，乙いずれかの代表者が変更となった場合は，相手方に変更に係る届出を提出することとする。

６　その他

　　この覚書に定めの無い事項又は疑義が生じた場合は，その都度双方協議し定めることとする。

令和　　年　　月　　日

甲 旭川市公園管理者

旭川市長　今津　寛介

* **覚書を２通提出して下さい。**

乙　 使用者代表

旭川市６条通１０丁目

公園　太郎

冬期間の公園等の使用に関する覚書

本覚書は街区公園，近隣公園及び都市緑地への雪の搬入について，旭川市（以下｢甲｣という。）と　　　　　町内会または市民委員会（以下｢乙｣）との間に約束を次のとおり交わすものである。

１　使用の目的

　　地域内の街区公園，近隣公園，都市緑地（突哨山，カムイの杜公園及びオサラッペ川広場を除く）及び児童遊園への雪の搬入により，地域における冬期間の生活環境向上を目指すものである。

２　対象になる公園

　　雪の搬入の対象になる公園は，次のとおり。

３　雪の搬入における乙の責務

　　雪の搬入における，事故や公園施設の破損，環境悪化等を招くことのないよう，地域で次の取組みを行うこととする。

　（１）別紙に示す使用ルールの地域住民への周知と厳守及び指導

　（２）対象公園の定期的なパトロール

（３）使用ルールの指導やパトロールを行う責任者を置き，その氏名，住所及び連絡先を甲に提出することとする。

（４）公園施設の損傷及び破損については，乙の責任により原状復旧することとする。

４　搬入する雪の範囲

　　対象公園に搬入する雪は，基本的に日常生活に支障となる道路等の雪とし，家庭用の除雪用具等（人力）により搬入することとする。

５　覚書の期間

　　この覚書の期間は，締結の日から双方合意のもとに覚書を破棄あるいは変更するまでとする。ただし，甲は，乙がこの覚書に違反したときは，本覚書を取り消すことができる。

　　なお，甲，乙いずれかの代表者が変更となった場合は，相手方に変更に係る届出を提出することとする。

６　その他

　　この覚書に定めの無い事項又は疑義が生じた場合は，その都度双方協議し定めることとする。

令和　　　年　　　月　　　日

甲　　旭川市公園管理者

旭川市長　今津　寛介

乙　　使用者代表

雪押し場使用責任者届出書

**記入例**

団　　体　　名　　　　　　　　　　公園みどり町内会

中央なかよし公園使用責任者　　　　　公園 太郎

住　　　　　所　　旭川市６条通１０丁目

連　　絡　　先　　０１６６－２５－９７０５

さくや町公園使用責任者　　　　　　　公園 次郎

住　　　　　所　　旭川市６条通１０丁目

連　　絡　　先　　０１６６－２５－９７０５

使用する公園については，すべて責任者を置くこと。

（複数公園の使用責任者を兼ねることができます。その場合については，まとめて記入してもかまいません。）

　　　　　公園使用責任者

住　　　　　所

連　　絡　　先

雪押し場として公園を使用する際にあたって，上記の者を使用責任者と定め，その者が冬期間の公園等の使用に関する覚書に従い使用ルールの指導やパトロールの責任を負います。また，公園を使用する際のルールを遵守いたします。

雪押し場使用責任者届出書

団　　体　　名

　　　　　　　公園使用責任者

住　　　　　所

連　　絡　　先

　　　　　　　公園使用責任者

住　　　　　所

連　　絡　　先

　　　　　　　公園使用責任者

住　　　　　所

連　　絡　　先

雪押し場として公園を使用する際にあたって，上記の者を使用責任者と定め，その者が冬期間の公園等の使用に関する覚書に従い使用ルールの指導やパトロールの責任を負います。また，公園を使用する際のルールを遵守いたします。

別　紙

**参考**

地域の雪押し場として　　　公園を使用する際のルール

１　降雪前に行うこと

（１） 地域内の住民に対して，ルールの遵守を周知すること。

（２）地域活動保険の加入及び町内会ルールの確認

（３） 冬期間の公園内での事故や遊具等施設の破損を未然に防ぐため，公園管理者と協議し，雪押し場としての区域を決定し，その区域を積雪期でも確認できるようにすること。

２　降雪期に行うこと

（１） 公園の使用状況の確認するため，定期的にパトロールを実施すること。

（２） ルールの遵守に努め，違反者がいた場合には，指導すること。

３　融雪期に行うこと

（１） 町内会で融雪作業やゴミの清掃などを実施し原状回復に努めること。

（２） 公園施設の破損の有無を確認し，破損があった場合は原状復旧するとともに，公園管理者に連絡すること。

※　使用する公園等によって，ルールが追加されることがあります。